

平成30年1月10日

乾式複写機を設置する者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

仙台高等裁判所事務局長 竹内 努

仙台高等裁判所仙台地方裁判所仙台簡易裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

仙台高等裁判所仙台地方裁判所仙台簡易裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、仙台高等裁判所仙台地方裁判所仙台簡易裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であることを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 仙台市青葉区1-6-1

仙台高等裁判所仙台地方裁判所仙台簡易裁判所庁舎

① 1階物件明細等閲覧室 2台

② 1階地裁記録謄写室 2台

③ 7階高裁記録謄写室 1台

(2) 仙台市青葉区1-6-1

仙台家庭簡易裁判所庁舎

4階少年書記官室 1台

(3) 宮城県大崎市古川駅南2-9-46

仙台地方裁判所古川支部古川簡易裁判所庁舎

1階民事書記官室 1台

(4) 宮城県石巻市泉町4-4-28

仙台地方裁判所石巻支部石巻簡易裁判所庁舎

2階第1書記官室 1台

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

なお、謄写業務の形態は、コインベンダー方式とし、領収書発行機能付のものとする。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案書募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年1月10日（水）から同23日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）。

イ 交付場所

仙台市青葉区片平1-6-1
仙台高等裁判所事務局会計課営繕係
電話022-745-6249

ウ 交付方法

交付場所において交付する。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年2月1日（木）から同7日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）。

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による

エ 提出部数 2部（原本、写し各1部）

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限までに書面により作成し、提出場所に持参、郵送又はファクシミリにより提出する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成30年1月26日（金）午後5時

ウ 提出場所 5(1)イの企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 質問に対する回答書は、平成30年1月31日（水）午後5時までにファクシミリ等により送信する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、

団体である場合はその代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が，暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(2) 応募者は，(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し，使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し，又は前項の要件に反することとなった場合，当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した別添の誓約書を提出すること。

(3) (1)及び(2)の要件を満たした応募者が提出した企画提案書が次の一つに該当する場合は欠格とする。

ア 提出場所，提出期限又は提出方法が前記5に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し，最も評価の高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は規格提案募集要領を参照のこと

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は，すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため，必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

誓約書

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体）は，下記 1 に該当せず，将来においても該当しないことを誓約します。また，使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては，下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに，暴力団員等による不当介入を受けた場合には，下記 3 の措置を行うことを誓約します。また，当方が下記 1 に該当しないことを確認するため，当方の個人情報について，国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が使用許可の取消等の不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者であるとき
- なお，役員等に変更があった場合には，速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し，また，これらの用に供されることを知りながら，使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって，暴力団又は暴力団員，社会運動標榜ゴ

ロ（※1）、政治活動標榜ゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

国有財産事務分掌者

仙台高等裁判所事務局長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称